

令和3年第1回

教育委員会臨時会会議録

令和3年3月19日

令和3年第1回教育委員会臨時会会議録

令和3年3月19日（金）

出席者（5名）

教育長	貝ノ瀬	滋	委員	池田	清貴
委員	畑谷	貴美子	委員	富士道	正尋
委員	櫻井	正治			

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長・調整担当部長		総合教育政策担当部長・三鷹市立三鷹図書館長	松永	透	
	秋山	慎一			
総務課長	高松	真也	学務課長	金木	恵
指導課長	長谷川	智也	指導課長補佐・教職員係長		
				天野	昌代

事務局職員

副参事	寺田	真理子	副参事	越	政樹
-----	----	-----	-----	---	----

令和3年第1回教育委員会臨時会
議 事 日 程

令和3年3月19日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について
- 日程第2 議案第14号 職員派遣に関する協定について
- 日程第3 議案第15号 職員人事について

午前 9時59分 開会

○貝ノ瀬教育長 それでは、ただいまから令和3年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、櫻井委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定について

○貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第10号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。

○長谷川指導課長 それでは、私から日程第1 議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定についてご説明をさせていただきます。

本議案は、3月8日に行われました第3回定例会においてご指摘をいただいた点について、修正したものを再度ご審議いただくものでございます。修正点も含めまして、改めてご説明をさせていただきます。

三鷹市教育委員会では、教員の働き方改革の推進に向けまして、これまでも様々な取組を行ってまいりました。その一環といたしまして、令和2年7月に上限方針を策定いたしまして、教員の健康及び福祉の確保を図るために、労働安全衛生法に基づく長時間労働者への医師の面接指導や、産業医等による保健指導等を掲げております。

このことを踏まえまして、教育委員会で産業医を選任し、過重労働に関する面接指導等の体制を整えるとともに、全小中学校を包括した健康管理の取組を促進するために、このたび三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則を制定するものでございます。

議案第10号参考資料1、三鷹市教育委員会労働安全衛生推進体制をごらんください。

これまでも三鷹市立小中学校におきましては、全校において副校長を衛生推進者に選任いたしまして、施設設備の点検や、作業環境の点検等、衛生に係る業務を担当してまいりました。

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則には、教職員の数が50人以上の学校には衛生管理者、産業医を置き、衛生委員会を設置することが義務づけられております。そのため、現在、市内小中学校において、教職員の数が50人以上である高山小学校、南浦小学校、第一中学校の3校に設置するものでございます。

法令上義務づけられているのは該当の3校のみでございますが、三鷹市教育委員会としての独自の対応といたしまして、教職員の数が49人以下の学校である他の19校も含めました全小中学校を包括した健康管理の取組を促進するために、資料上部に記載の三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議を設置するものでございます。

このことによりまして、産業医の選任義務のない教職員の数が49人以下の学校につきましても、過重労働に関する面接指導等の体制を整えることができます。

なお、産業医につきましましては、教職員の数が50人以上の学校に置くとしておりますが、

主な執務場所につきましては教育センターといたします。

次に、産業医による長時間労働者の面接指導の流れについてご説明をいたします。議案第10号参考資料1の裏面にごございます安全衛生管理の流れをごらんください。

左側に記載のとおり①から⑥の流れに沿って面接指導を実施いたします。まず、学校は校務支援システムをもとに、自校の教職員の時間外在校等時間を把握いたします。その上で月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員につきましては、その疲労の蓄積が認められ、教職員本人の申出を受けた上で、産業医による面接指導を実施いたします。

なお、月の時間外在校等時間が45時間以上80時間以下の教職員でも、ストレスチェック等によりまして、心理的負担の程度が高いなど、健康への配慮が必要な教職員についても面接指導を行うよう進めてまいります。

教職員の働き方改革のより一層の推進を図るためには、管理職による日常からの校務分掌業務等の把握や改善指導、教職員一人ひとりの業務量の見直し、健康状況の把握に基づく受診勧奨など、校長は教職員の安全や健康の確保に向けて、快適な職場環境づくりに努めてまいります。

最後に、先日の定例会におけるご指摘を踏まえまして、修正点をご説明いたします。

資料9ページをごらんください。三鷹市教育委員会学校安全衛生推進会議の組織につきまして、全小中学校を包括した健康管理の取組を促進するという観点から、第20条第9号の教職員の一部に教職員の数が49人以下の学校に設置する衛生推進者である副校長を充てるということといたしました。

また、資料11ページをごらんください。教職員の数が49人以下の学校につきましても、法で義務づけられました衛生委員会に準じた体制を整備いたしまして、教職員の健康管理を行うために、校内衛生推進会議を設置することといたしまして、第32条の規定を追加いたしました。

続いて、議案第10号 参考資料2をごらんください。こちらの資料につきましては、校内衛生推進会議の設置に伴いまして、その整合性を図るための修正箇所を、修正前、修正後としてまとめたものでございます。

いずれにいたしましても、このたび三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則を制定することによりまして、三鷹市立小中学校における労働安全衛生管理体制を整備しまして、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保することで、三鷹市の学校教育全体の質の向上を図ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

櫻井委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。教職員の健康管理というのは非常に重要な、大事なことだと思いますので、三鷹市独自の対応ということで、いろいろ考えていただいてありがたいと思います。

○貝ノ瀬教育長 ほかの方、いかがでしょうか。

○富士道委員 質問ではなくて、今回、規則が制定されまして、学校の教職員の安全、また、健康の確保がより進展されるということを期待しています。そのためにも、この制度が整備された上で、その運用がどうきちんと運用されるかというのは、今度、課題になってきますので、どうぞ運用につきましても的確に行われますように、ぜひ事務局の皆様にはご尽力いただきたいと思います。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第10号 三鷹市立学校教職員労働安全衛生管理規則の制定については、修正案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は修正案のとおり可決されました。

この際、議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

午前 10時08分 休憩

午前 10時09分 再開

○貝ノ瀬教育長 委員の皆様にお諮りいたします。日程第2及び日程第3は人事案件のため、秘密会として審議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。よって、秘密会とすることに決定いたしました。

午前 10時09分 秘密会開会

午前 10時20分 秘密会終了

○貝ノ瀬教育長 以上をもちまして、令和3年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

午前 10時20分 閉会